

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

A重油

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

鳥取県倉吉市東巖城町 2 番地

鳥取県中部総合事務所 エネルギー棟横地下タンク貯蔵所

(5) 年間納入予定数量

48,000 リットル

1 回の納入にあたり、その数量のうち 2,000 リットル以下分と 2,000 リットル超過分について区分する。

(内訳)

区分	A重油 (2,000 リットル以下)	A重油 (2,000 リットル超)
年間納入予定数量	24,000 リットル	24,000 リットル

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。調達物品の区分ごとの 1 リットル当たりの単価（税抜、小数点以下第 1 位まで）にそれぞれの年間納入予定数量を乗じて得た金額の合計額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）と、当該金額に 10 パーセントを乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の合計金額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては入札書に記載された単価（税抜）を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価から当該単価に 110 分の 10 を乗じて得た金額を減じた単価（小数点以下第 2 位以降を切り捨てるものとする。）を入札書の内訳に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 入札説明書及び入札説明書別添鳥取県中部総合事務所 A 重油納入仕様書のとおり調達物品を確実に納入できる者であ

ること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課

電話 0858-23-3988

電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年4月28日(火)から同年5月11日(月)までの間にインターネット鳥取県中部総合事務所県民福祉局ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年4月28日(火)から同年5月11日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月19日(火)午後1時10分 即時開札

イ 場所

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所1号館B棟1階 入札室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に令和8年5月11日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。